

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 担い手への農地集積・集約化の加速化

【目標】①

担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立

ア 担い手が利用する農地面積の割合

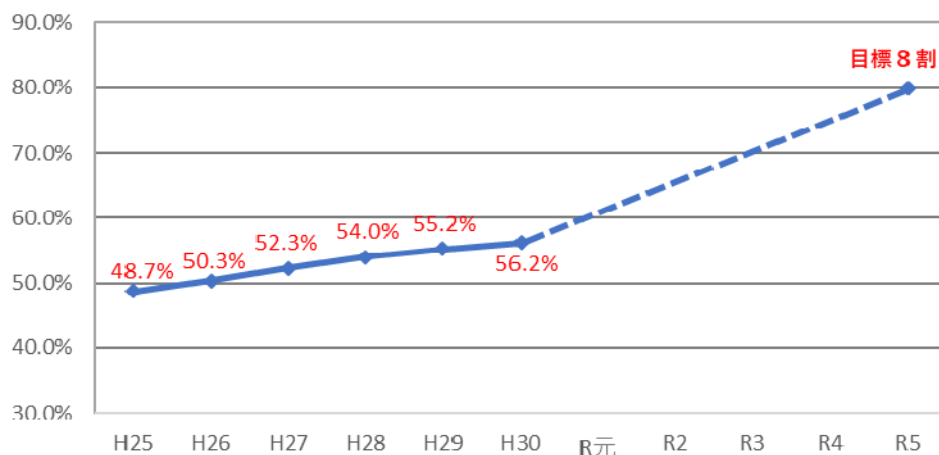
【測定指標の選定理由】

担い手が利用する農地面積の割合は、平成12年から平成22年の10年間で、農地面積全体の3割から5割に増加しているが、農業の生産性を高め、成長産業としていくためには、担い手への農地集積・集約化を更に加速化する必要があるため、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)において、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を目指すこととされた。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

都道府県段階に公的な農地の中間的受け皿である農地中間管理機構(注4)を整備し、これを活用し10年間で140万haの農地を集積し、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を確立するため、各年度の目標値は、年間14万haを目標値として設定した。

担い手の農地利用面積の割合



【把握の方法】

「耕地及び作付面積統計調査(農林水産省統計部)」及び「担い手の農地利用集積状況調査(農林水産省経営局)」により把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%) = (当該年度実績値 / 当該年度目標値) × 100

A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上 150%以下、Bランク: 50%以上 90%未満、Cランク: 50%未満

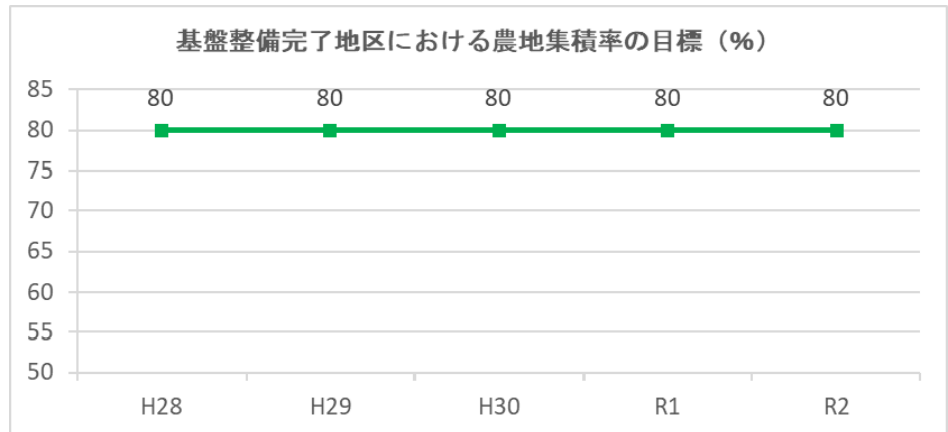
(イ) 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率

【測定指標の選定理由】

土地改良長期計画においては、農地整備事業と農地中間管理機構との連携を一層強化し、農地集積に資する農地の大区画化、排水改良等の基盤整備を一層推進することにより、基盤整備完了地区における担い手への農地集積率を約8割以上に向上させることとしている。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

土地改良長期計画においては、令和2年度までに、基盤整備完了地区における担い手への農地集積率を約8割以上に向上させることを成果目標としていることから、これを目標値として設定した。



【把握の方法】

農林水産本省農村振興局調査により把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合 (%) = (当該年度実績値 (%) / 当該年度目標値 (%)) × 100

A' ランク : 150%超、A ランク : 90%以上 150%以下、B ランク : 50%以上 90%未満、C ランク : 50%未満

施策(2) 荒廃農地の発生防止・解消等

【目標】①

農用地区域における荒廃農地の再生利用

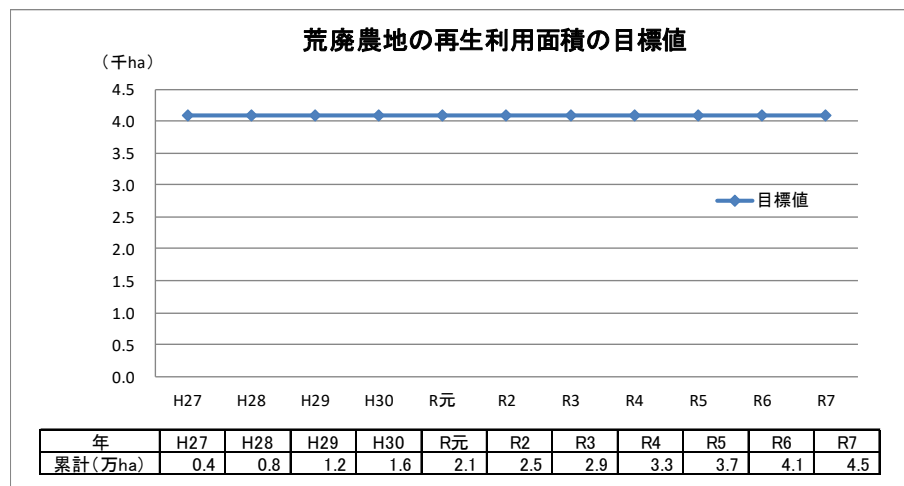
ア 荒廃農地の再生利用面積

【測定指標の選定理由】

農用地等の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本指針(平成 27 年 12 月変更)」において、令和7年時点で確保される農用地域内の農地面積の目標を403万ヘクタールとしている。これを達成するためには、令和7年までに荒廃農地を4.5万ヘクタール再生することが必要と想定されており、これを測定指標とした。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

各年の目標値については、目標年までの11年間(H27～R7)において、毎年同程度の荒廃農地が再生されるものとして目標面積を設定した。



出典: 農林水産省農村振興局調査により把握。

【その他参考資料】

—

施策(3) 農地転用許可制度等の適切な運用

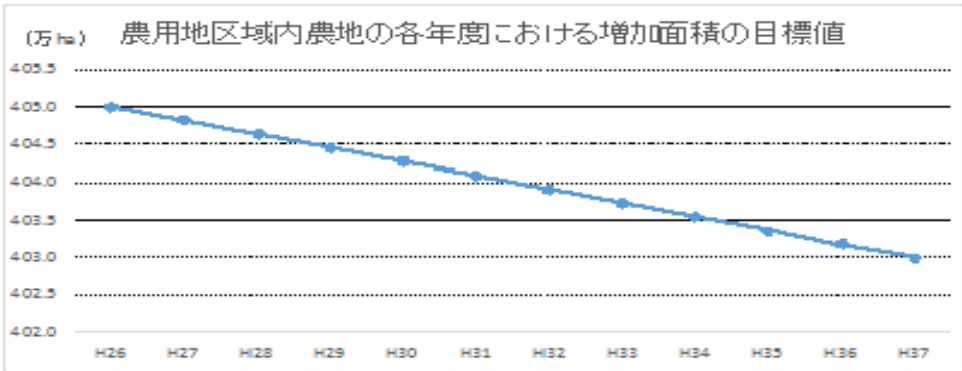
【目標】①
農用地区域内農地面積
の確保

ア 農用地区域内農地面積

【測定指標の選定理由】
農用地等の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本指針(平成 27 年 12 月変更)」において、令和 7 年の確保すべき農用地区域内農地面積（以下「農地面積」という。）の目標を、基準年となる平成 26 年(405 万ヘクタール)よりも 2 万ヘクタール減の 403 万ヘクタールとしたことから、これを測定指標とした。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】
年度ごとの目標値については、基準年（H26）から目標年（R7）までの期間（11 年間）に毎年均等で減少することとして設定した。

(万 ha) 農用地区域内農地の各年度における増加面積の目標値



	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
累計	405.0	404.8	404.6	404.5	404.3	404.1	403.9	403.7	403.5	403.4	403.2	403.0

出典:農林水産省農村振興局調査により把握。

【その他参考資料】

—

2. 用語解説

注 1 担い手	ここでいう担い手の範囲は以下のとおり。 ○認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体(個人・法人) ○認定新規就農者 新たに農業経営を営もうとする青年等で農業経営基盤強化促進法に基づき市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体(個人・法人) ○基本構想水準到達者 以下のいずれかに該当する経営体(個人・法人) ① 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村が農業経営基盤強化促進法に基づき定めた基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者 ② 農業経営改善計画の周期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している者 ○集落営農経営 以下のいずれかに該当する任意組織 ① 特定農業団体 農業経営基盤強化促進法に基づき地域の農地の3分の2以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織 ② 集落営農組織 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている任意組織
---------	--

注 2	荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
注 3	優良農地	集団的な農地(効率的な農作業が可能な 10ha 以上の団地規模をもった農地。)や農業用排水施設の整備、区画整理等農業生産基盤整備事業の実施により農業生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。
注 4	土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注 5	農地中間管理機構	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律 101 号)第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構で、同法第 2 条第 3 項の規定により農用地の利用の効率化及び高度化を促進する農地中間管理事業を行う法人。